

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月22日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	北九州市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	94-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/16800191.html

執行機関名 北九州市長

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	生計困難者に係る介護保険サービスの利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		北九州市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第56号)別表第一 第9の項 生計困難者に係る介護保険サービスの利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成9年法律第百二十三号)第1条	北九州市社会福祉法人利用者負担額軽減制度事業実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)の導入に伴い、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が、低所得者で生計が困難である者に対して、利用者負担の軽減を行うことにより、法の円滑な施行並びに介護を必要とする高齢者が安心して介護保険サービスを利用し、もってその有する能力に応じ自立した生活の継続に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		北九州市個人番号の利用に関する条例、北九州市社会福祉法人利用者負担額軽減制度事業実施要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 4 号	北九州市社会福祉法人利用者負担額軽減制度事業実施要綱第7,9条
②事務の内容	介護保険法第五十一条第一項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	生計困難者に係る介護保険サービスの利用者負担の軽減の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 4 号 イ	北九州市社会福祉法人利用者負担額軽減制度事業実施要綱第3,9条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 4 号 ロ	北九州市社会福祉法人利用者負担額軽減制度事業実施要綱第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 4 号 ニ	北九州市社会福祉法人利用者負担額軽減制度事業実施要綱第3,9条
②情報提供者	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等
③提供を求める特定個人情報	年金給付関係情報	年金給付関係情報

備考	
----	--